

ハイライト:

- ・定年延長した場合の退職金支給に関する国税庁文書回答事例が公表されました！
- ・期間の定めのない無期労働契約に転換できるルールが始まっています！

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
定年延長と退職金支給 に関して	1 2
無期転換ルール に関して	2

梅雨に入り紫陽花の彩りが雨に美しく映える季節となりました。第74号では、定年延長した場合の退職金支給に関する課税関係で国税庁文書回答事例が公表されましたので取り上げてみました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。



公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

定年延長と退職金支給に関して

昨今、人手不足を理由に、定年を70歳まで延長する企業や、定年制度自体を廃止する企業があらわれ、話題になっています。

今般、国税庁の文書回答事例において、就業規則の定年を65歳まで延長し、それに伴い退職金規程も改正し、退職一時金の支給を60歳から65歳に延長、ただし変更される規程の施行前に入社した従業員に対しては、従来通り60歳に達した時に支給するとした場合、この60歳到達時に支給する退職一時金は、退職所得として扱うことが可能かどうか、という質疑応答が公表されました。

60歳到達時に支給される金銭が退職所得ではなく、給与として扱われてしまうと、退職所得控除の適用や2分の1課税の適用を受けることが出来ないため、税金が多額となり、受給者本人にとってはとても不利になります。よって、退職所得として扱われるか否かは大変重要な問題となります。

退職所得の計算方法

$(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \dots\dots \text{退職所得}$
退職所得控除額: 1年につき40万円、20年を超えると1年につき70万円

例: 勤続38年の人が2,000万円の退職金を受領した場合
 $2,000\text{万円} - (40\text{万円} \times 20\text{年} + 70\text{万円} \times 18\text{年}) = 0$ (マイナスの場合は0)
よって税金負担は0円となります。



照会者は、当該60歳到達時に支給する退職一時金は退職所得として取り扱うのが相当としており、その理由としては、下記事項を挙げています。

・規程の改正前に入社した従業員は、60歳到達時点で退職金の支給を受けることとなっており、当該退職金を受給した後、定年延長して働いた期間に対応する退職金の受領はないことから、打ち切り支給の退職手当と考えられること

・定年延長前に入社した従業員は、60歳到達時点で退職金を受領できる前提で生活設計を行っているため、65歳に支給を延長することにより不都合が生じること

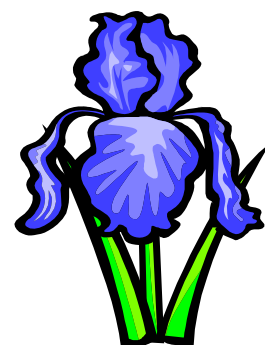
・退職金規程が改正されても、退職金の支給金額自体は変わらないため、60歳でなく65歳の定年延長時に退職金を支給することは、従業員本人にとって不利益変更にあたること

国の回答は、当該前提条件が同じであれば60歳時点で支給される退職一時金は退職所得として扱われることで問題ないとしています。

今後定年の延長に伴い、退職金規程の見直しを行う場合の参考として下さい。

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！

<http://naka-cpa.my.coocan.jp/>



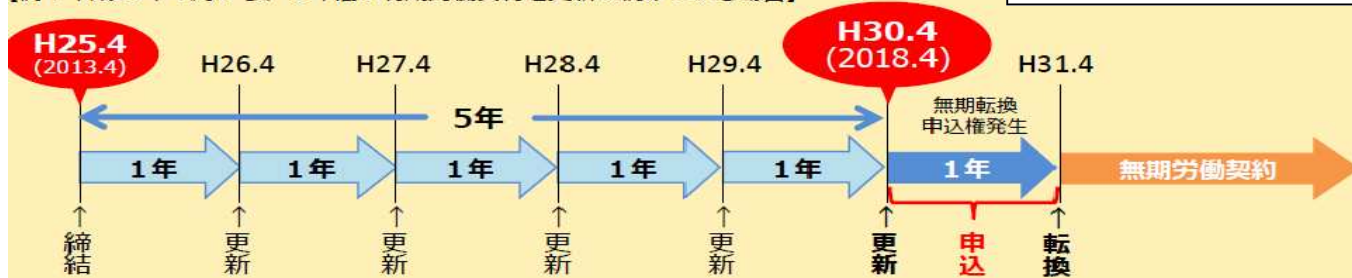
無期転換ルールに関して

平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約を更新して通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールが始まっています。

ただし、あくまで労働契約が有期から無期へと変わるのみで、労働条件を正社員と全く同じにする必要はありません。なお、有期契約社員に適用していた就業規則には、通常定年の規定は置かれていないことから、無期に転換した社員向けの就業規則の整備が必要となります。

出典：厚生労働省パンフレット

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



その他留意が必要な事項としては、

- ・本人からの申出があった場合、事業主は拒否は出来ません。
- ・定年退職者及び高度専門職者については、無期転換ルールが適用されない例外措置が置かれています。この措置を適用するには、都道府県の労働局に「第1種計画認定・変更申請書」、もしくは「第2種計画認定・変更申請書」の提出が必要となります。まだ未対応の場合は、至急ご確認ください。
- ・上記で紹介した「第2種計画認定・変更申請書」は、あくまで法人で定年を迎え、正社員から有期の嘱託契約へ変更になった方が適用対象となるため、例えば、58歳で他の職場から転職してきた方と1年毎の有期雇用契約を結び、更新を繰り返し、5年超経過した場合には、無期転換ルールが適用されることとなりますので、注意が必要です。
- ・有期雇用契約者が対象となるため、パートタイマー、アルバイトなど、名称に関係なく適用対象となります。

税理士法人 舞
中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15 ウィン青山1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。